

江戸川区児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定プロポーザルに係る質問の回答について

No.	資料名	項目	質問事項	回答
1	仕様書	4	「※なお、令和8年2月1日 から令和 8 年 3 月 31 日までに 居場所 の運営に向けた業務準備を行うものとする。業務準備中における 運営費及び 開設準備費（改修費等）以外の 開設に係る経費は受託者の負担とする。」について、当契約期間中は児童の来所がないと理解しています。 この場合、仕様書の別項目にある「人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置し、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を配置する。なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。」に照らすと、職員配置はどのように想定されますでしょうか。	仕様書等示している職員の配置基準は、児童の受入を開始した時点で満たしていれば問題ありません。
2	仕様書	4	「※なお、令和8年2月1日 から令和 8 年 3 月 31 日までに 居場所 の運営に向けた業務準備を行うものとする。業務準備中における 運営費及び 開設準備費（改修費等）以外の 開設に係る経費は受託者の負担とする。」とありますが、業務準備の範囲としては、翌4月1日時点で児童の受け入れが可能な状態までとの理解で合っていますでしょうか（3月31日までの期間で児童を受け入れるケースはないと想定しています）。	令和8年4月1日を待たずとも、開設準備が完了し次第、児童の受入を開始していただくことを想定しています。

3	仕様書	5（1）	賃貸物件の候補を事前に特定しておくにせよ、事業者の決定通知を令和8年1月6日に受けてから、賃貸物件の空き状況確認（この時点で売約済みになっていれば別物件の搜索）、契約締結、物件引き渡しまで完了するのは現実的ではないと認識しています。 履行開始の2月1日時点で、どのような物件の状態を想定されていますでしょうか。	2月1日時点で物件の受け渡しまで終えることは必須ではありませんが、できる限り早期に開設準備を完了し、児童の受入が出来る体制を整える必要があることにご留意ください。
4	仕様書	5（2）	開所日数は週5日、そのうち土日はどちらか開所をするという認識でしょうか。例として週5日の開所の場合平日4日、土日どちらか1日の5日でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書	5（4）	活動日誌やアセスメントシートの作成については決まった様式などがありますか。また、記録については紙媒体やデータ記録など指定はありますか。	所定の様式はありません。事業者選定後、協議を行い決定します。データでご提出いただくことを想定しているため、データ上で記録が出来る環境を整えていただく必要があります。
6	仕様書	5（5）	「①又は②のうち1人以上は常勤職員とし」とありますが、「常勤職員」の定義としては「1日8時間×開所日5日」を週当たりの配置と理解してよろしいでしょうか。それとも、開所時間帯に限定して、同一の者を配置すればよいとの理解でしょうか。	1日8時間×開所日5日を週当たりの配置として想定しております。
7	仕様書	8	成果物の提出ですが、紙媒体の提出かデータ送付どちらでしょうか。	データでご提出いただくことを想定しています。
8	仕様書	12（3）	その他の記載について、最低賃金以上の額の支払いという事ですが、江戸川区の労働報酬下限額の認識でよろしいでしょうか。	東京労働局長より官報公示される東京都最低賃金です。

9	仕様書	15	精算方法については全経費清算でしょうか。それとも人件費や運営費などの部分精算でしょうか。また費用の項目について内訳の指定などがありますでしょうか。	令和7年度の契約分については、全額が精算対象となります。
10	仕様書	18（1）	食材の提供について、食材提供の内容を確認し、区と協議を行い、受け取り可能の判断を受けてから受け取るという手順でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	募集要項	5（3）	すぐ上に「※ただし、業務委託の履行内容が評価会議で一定の評価を得た場合は、契約年度を含め概ね3年間について、毎年度の区一般会計予算に基づき 随意契約を行うことがある。」と、また本項目に「運営業務委託料 4,770,000 円」と記載されていることを踏まえると、令和8年度の運営業務委託料は基本的にはこの6倍と推察しますが、考え方として、この理解で合っておりますでしょうか。	4,770,000 円の中には1年分の保険料等を含めて積算をしているため、令和8年度の運営業務委託料が単純に6倍となるものではありません。また、令和8年度契約締結については、令和8年度予算成立を前提としていることにご留意ください。
12	募集要項	9（2）	「各項目につき1頁以内とすること」について、「項目」とは（1）から（12）までである計12項目のことであり、最大12頁（12項目×1頁）以内との理解でよろしいでしょうか。 （行数追加は可であるが各項目につき1頁以内との記載が実施要領にあります。これは各項目について1頁追加することができる（すなわち最大24ページ）ということではなく、行数は追加しても各項目は1頁以内で最大12ページ以内ということになりますか。）	各項目につき1ページ以内でご作成ください。 ページ内で行を追加していただくことは問題ありません。

13	その他		区長が支援決定以降、支援計画作成までの児童相談所とのスキームを教えてください。	国が示している児童育成支援拠点事業ガイドラインに沿った流れで実施することを想定しています。 また、支援の決定に際しては、施設の見学や面談等のご対応をいただくことを想定しています。
----	-----	--	---	--